

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第2条の規定により、令和2年度下呂市一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、告示する。

令和2年4月1日

下呂市長 服部 秀洋

令和2年下呂市告示第101号

別添「令和2年度 下呂市一般廃棄物処理実施計画」のとおり

令和2年度

下呂市一般廃棄物処理実施計画

下呂市

1. 基本的事項

2. ごみ処理計画編

2. 1 市における一般廃棄物の処理に係る基本的事項
2. 2 ごみ排出計画
2. 3 中間処理計画
2. 4 最終処分計画
2. 5 その他ごみ減量促進の取り組み

3. 生活排水処理計画編

3. 1 生活排水処理量計画
3. 2 生活排水処理実施計画
3. 3 収集・運搬計画
3. 4 中間処理計画
3. 5 最終処分計画
3. 6 その他の取り組み

4. 資料編

4. 1 一般廃棄物収集運搬業許可業者（令和2年3月時点）
4. 2 一般廃棄物処分業許可業者（令和2年3月時点）
4. 3 一般廃棄物再生利用（再生活用）個別指定業者（令和2年3月時点）
4. 4 一般廃棄物再生利用（再生輸送）個別指定業者（令和2年3月時点）
4. 5 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥・雑排水異物除去装置内の夾雑物）収集運搬許可業者（令和2年3月時点）
4. 6 浄化槽清掃業許可業者
4. 7 ごみ収集日程
4. 8 指定ごみ袋等の販売店（令和2年3月時点）

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項及び下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年下呂市条例第69号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により定めるものである。

1. 基本的事項

1. 対象区域 下呂市全域
2. 対象人口 31,872人（令和2年2月末日時点 総務部市民課作成人口動態数値による）
3. 計画期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2. ごみ処理計画編

※この計画において、「ごみ」の表示は、一般廃棄物のうち、固形状の廃棄物を指す。

2. 1 市における一般廃棄物の処理に係る基本的事項

下呂市において処理を行う一般廃棄物の基準等について下記に記す。

2. 1. 1 市において処理を行う一般廃棄物の区分

可燃ごみ	ごみ焼却施設で適正な焼却処理が可能なもの 例：生ごみ、紙類、プラスチック等
不燃ごみ	ごみ焼却施設で適正な焼却処理が困難なもの 例：ガラス類、陶磁器類
資源ごみ	資源として再生利用可能なもの 例：新聞・雑誌・段ボール、金属類、飲料用びん、ペットボトル、乾電池
粗大ごみ	破碎処理を要する大型のもの等 例：家具類、家電製品、混合素材の製品

2. 1. 2 市のごみ処理施設において処理が困難な一般廃棄物

区分	例示
爆発の危険性のあるもの	プロパンガスボンベ、消火器、火薬類等
引火の危険性のあるもの	ガソリン、灯油、オイル、塗料等
感染の危険性のあるもの	注射針等
有害性物質を含むもの	薬品、農薬、劇薬等とその容器
自動車部品	ドア、タイヤ、ホイール等
自動車、自動二輪車（原動機付自転車を含む）	
建築廃材	廃木材、瓦、タイル、コンクリートブロック、レンガ等
大型、強固で処理が困難なもの及び特殊な素材のもの	ピアノ、金庫、便器、浴槽、農機具、塗料、ガラスファイバー製品、ボウリング球、ドラム缶、伐根、流木
その他処理が著しく困難なものと認められるもの及び処理施設の機能に支障を及ぼすと認められるもの	

※建築廃材のうちコンクリートブロック、レンガ等については、少量であって、下呂市埋立処分場への埋設が可能であると市が認めたものについては、この限りでない。

2. 1. 3 市のごみ処理施設において一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16下呂市条例第69号。以下「条例」という。）第7条に基づき市が処理する産業廃棄物の種類及び処理の区分は下記の通りとする。

1. 産業廃棄物の種類及び処理の区分

以下に掲げるもののうち、産業廃棄物処理承認を受けたものとする。ただし、受け入れ可否については、その都度市長が決定する。

(1) 廃油、(2) 廃プラスチック類、(3) 金属くず、(4) 紙くず、(5) 木くず、(6) 動植物性残渣、(7) 繊維くず、(8) その他特に市長が認めるもの

なお、上記に類するものであっても、下記に該当するものは処理を行わない。

①PCBが塗布されているもの及び染み込んでいるもの

②建築廃材

③廃プラスチック類のうち、廃タイヤ及び大型のもの

④水銀灯、蛍光灯（事務所等で使用した少量のものを除く）

⑤有毒性、危険性、有害性、感染性、引火性のあるもの及び著しい悪臭を伴うもの

2. 処理する産業廃棄物の範囲

下呂市の区域内で発生したもので、一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障がないと市長が認めたもので、下呂市ごみ処理施設の受入基準等に適合するもの。

3. 産業廃棄物の処理を依頼することができる事業者

下呂市に住民登録がある個人事業主又は市内に事務所・事業所等を有する法人であって、条例第8条に定める産業廃棄物の処理承認を受けたもの。なお、搬入にあたっては排出者自らが行うものとし、収集運搬業者への委託による搬入は認めない。

4. 搬入の制限

市のごみ処理施設へ搬入することができる産業廃棄物の量は、1日あたり最大 250kg、1か月あたり 2,000kg 以内とする。また、処理承認書に搬入量について記載がある場合は、その記載の通りとする。

5. 処理受入の拒否

市は、産業廃棄物の搬入量が承認の内容を超過している場合や、適正に分別がなされていない場合は随時受け入れを拒否することができる。

2. 1. 4 災害、火災により発生した廃棄物の処理について

処理の時期	【災害の場合】 ごみが腐敗等して周辺の環境に悪影響を及ぼす前に処理を行う。 【火災の場合】 完全に鎮火し、消防、警察による現場検証終了後処理開始。公衆衛生、生活安全、防犯上の観点から、3か月間程度を目安に処理を行う。	
処理手数料	り災証明書が発行されている場合は、申請により手数料の減免を行う。	
分別	市処理施設で処理する廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> • 通常のごみ処理施設への持込基準に準じて分別を行う。 • 木材は 10cm 角、長さ 60cm 以下に裁断する。 • 市のごみ処理施設での処理が困難な物は受入れをしない。
	家電リサイクル法対象品	<ul style="list-style-type: none"> • 損壊が軽微で型番等が容易に確認できるものは、通常の特定家電製品と同様に処理する。 • 損壊の激しいものは、小型家電製品等に準じて処理する。
	※罹災現場において、環境部職員による分別指導を行う。	
収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> • 本人又はその親族等による自ら運搬又は一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼して搬入する。 • 災害・火災時に限り、本人以外が運転する車両に本人または親族が同乗することも「自ら運搬」の範囲内とする。 • その他判断基準については事案ごとに定める。 	

2. 1. 5 動物の死骸の処分について

駆除された有害鳥獣	下呂市クリーンセンターでの処理（排出者自らにより 30cm 以下の大きさに切断し、袋に小分けすること。）
事故死等した野生鳥獣	市処理施設では処理しない。一般廃棄物処分業許可業者へ依頼する。

2. 2 ごみ排出計画

2. 2. 1 ごみ排出計画量

区分	令和2年度見込み (t)			平成30年度実績 (t)		
	家庭	事業所	合計	家庭	事業所	合計
可燃	4,633	3,752	8,385	4,920	3,960	8,880
不燃	161	40	201	211	44	255
資源	462	200	662	448	170	618
粗大	207	2	209	185	20	205
合計	5,463	3,994	9,457	5,764	4,194	9,958

2. 2. 2 集団回収計画量

品目	計画量 (t)	奨励金単価	奨励金 (千円)
紙類 (新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック)	726	4 円/kg	2,904
缶類 (アルミ缶、スチール缶)	23	4 円/kg	92
繊維類	23	4 円/kg	92
生きびん (リターナブルびん)	23	1 円/本	33

※市内のPTA、ボランティア団体が実施する集団回収を促進するため、資源回収事業奨励金を交付している。
 ※令和2年度申請分よりスチール缶を補助対象に追加する。

2. 2. 3 収集・運搬計画

区分	収集運搬計画量 (t)	収集方法	
可燃ごみ	4,577	各地域委託事業者による収集	ごみ収納ボックス等によるステーション方式と各戸収集の併用
不燃ごみ	109		
資源ごみ	361		
粗大ごみ	113		
合計	5,160		

※各地区における収集計画は資料編4. 7 ごみ収集日程に示す通り。

【参考】家庭ごみの排出方法

- ・ごみは以下に示す区分に従い分別後、市指定のごみ専用袋に氏名を記入し、収集日の午前8時までにごみ集積場所等に出すこと。
- ・ごみ袋の中身は8分目程度までにして、ごみが袋から溢れ出さないように口元の箇所をしっかりと結ぶこと。
- ・1回の収集に出せるごみ袋は、計5袋までとする。
- ・大量のごみがある場合は分けて出すか、自ら市処理施設に持込むか、市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼すること。

【参考】家庭ごみ収集における分別区分及び各専用袋

区分	該当するごみ	備考
もえるごみ専用袋	紙、プラスチック等可燃性のもの	大きさが30cmを超えるものは粗大ごみ
新聞・雑誌・ダンボール専用シール	新聞、雑誌、段ボール	
あきかん・金物専用袋	アルミ缶、スチール缶ほか金属類	混合素材は除く
ガラス類・陶磁器類ほか われもの専用袋	ガラス、蛍光灯、香水等飲料用でないびん	
飲料用あきびん専用袋	飲料用の空きびん	
乾電池専用袋	乾電池	電気製品用バッテリーは除く
ペットボトル専用袋	リサイクル可能なペットボトル	
廃棄物処理利用券 (粗大ごみエフ)	木製家具、ふとん等大型で可燃性の	可燃性のものには1点につき1

	もの	枚、不燃性のものには2枚貼付
	家電製品等大型で不燃性のもの	
小型家電製品・日用品混合ごみ専用袋	小型の家電製品、使い捨てライター等混合素材のもの	

※特定家庭用機器対象品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）は家電リサイクル券を貼付して直接搬入する。

※家庭系パソコンは収集を行わない。直接搬入する。

2. 2. 4 令和2年度一般廃棄物収集運搬委託業者

※計画策定時点における予定でる。

事業者名	担当収集区域
有限会社 益田清掃社	小坂地域
有限会社 中澤クリーン社	萩原地域、馬瀬地域
株式会社 下呂キャリア	下呂地域
クリーン金山有限会社	金山地域

2. 3 中間処理計画

2. 3. 1 市のごみ処理施設への搬入計画量

令和2年度計画量 (t)

区分/搬入形態	委託	許可・自己搬入	合計
可燃ごみ	4,577	3,808	8,385
不燃ごみ	109	92	201
資源ごみ	361	301	662
粗大ごみ	113	96	209
合計	5,160	4,297	9,457

平成30年度実績 (t)

区分/搬入形態	委託	許可・自己搬入	合計
可燃ごみ	4,787	4,093	8,880
不燃ごみ	198	57	255
資源ごみ	355	263	618
粗大ごみ	1	204	205
合計	5,341	4,617	9,958

【参考】ごみ処理施設の委託事業者

市処理施設におけるびん・かん類、ペットボトルの再資源化処理業務、受付業務（計量・分別指導、廃棄物持込処理手数料徴収等）、ごみ焼却炉への投入、可燃性粗大ごみの切断、不燃性粗大ごみの選別や解体等といった作業の補助的業務を以下の業者に委託する。

※計画策定時点での予定である。

施設	委託業者	業務内容
下呂市クリーンセンター	株式会社 下呂キャリア	受付、再資源化処理業務
下呂市北部リサイクルセンター	有限会社 中澤クリーン社	受付業務
下呂市南部リサイクルセンター	クリーン金山 有限会社	受付業務
下呂市ペットボトルリサイクルセンター		再資源化処理業務

2. 4 最終処分計画

2. 4. 1 下呂市一般廃棄物最終処分場の概要

一般廃棄物管理型最終処分場（下呂市萩原町四美 882 番地）

総面積：18,500 m²、埋立地面積：10,200 m²、埋立容積：56,680 m³

2. 4. 2 区分別年間最終処分計画量

種別	搬入元施設	R2 埋立計画量 (t)	H30 埋立実績量 (t)
焼却灰	下呂市クリーンセンター	861	1,087
	下呂市中山浄化園		54
破碎くず	下呂市クリーンセンター	201	199
	下呂市北部リサイクルセンター		56
合計		1,062	1,396

2. 4. 3 埋立方法等

○下呂市一般廃棄物最終処分場

2. 4. 2 の表中に記載された施設から排出される焼却灰、ガラス・陶磁器類の破碎物を運搬し、トラックスケールで計量した後埋め立てる。

焼却灰等の埋立は、覆土材と交互に埋立し、雨水等による浸出液は集水管で処理施設に導入する。

浸出液処理施設では、凝集沈殿処理により浄化処理を行い、飛騨川へ放流する。凝集沈殿により分離された沈殿物は埋立地へ埋め立てる。なお、浸出液処理施設での浄化処理管理及び放流処理水の水質管理業務については、適正な実施が見込まれる民間事業者へ業務を委託して実施する。

○下呂市一般廃棄物埋立処分場

①概要：下呂市金山町岩瀬 1371 番地、埋立地面積 19,583 m²、埋立容積 126,465 m³

②埋立処分する廃棄物：瓦、タイル、コンクリートブロック、コンクリート塊、レンガ等（自力解体により発生し、一般廃棄物として市に処理責任があるもの、且つ一物件あたりの量が少量であるもの）

③埋立・覆土計画：埋設が可能であると市が認めたものであって、必要最小限度とする。また、一般廃棄物がある程度場内に堆積した時点で覆土を行う。

2. 5 その他ごみ減量促進の取り組み

- ・広報・啓発活動：マイバック運動の推進や 3R: Reduce（ごみを減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（再資源化する）を啓発し、ごみ減量化を促す。
- ・不法投棄の防止：パトロールを定期的に実施し、警察等の関係機関と連携して防止活動を展開する。
- ・地域環境美化活動の推進：自治会など地域が行う環境美化活動で回収したごみを無料で収集するため、「地域環境美化シール」を申請により配布する。なお、分別区分や排出方法は、通常のごみ収集と同様とする。
- ・食品ロスの削減のため、「3010 運動」の推進と小中学校を中心に、各種団体への出前講座を積極的に行う。

3. 生活排水処理計画編

この計画書において、し尿・浄化槽汚泥に係る各数値は、雑排水異物除去装置内の夾雑物を含む。

3. 1 生活排水処理量計画

区分	R2 計画量 (kl)	H30 実績量 (kl)
し尿	1,388	1,712
浄化槽汚泥	8,589	9,149
農業集落排水汚泥	993	1,010
合計	10,970	11,871

3. 2 生活排水処理実施計画

処理区分	処理区域	R2 計画処理人口 (人)
し尿・単独浄化槽	市全域	4,368
合併処理浄化槽	下水道処理区域、農業集落排水処理区域、小規模集合排水処理区域を除く全域	4,443
小規模集合排水	小坂地域 鹿山処理区、中重処理区	73
	萩原地域 和田処理区	
農業集落排水	小坂地域 無数原処理区、湯屋処理区	6,026
	萩原地域 宮田処理区、奥田洞処理区、羽根処理区、四美処理区	
	金山地域 金山中央処理区、金山西処理区、金山南処理区、金山北処理区	
公共下水道	小坂地域 小坂処理区	16,835
	萩原地域 上呂処理区、萩原処理区	
	下呂地域 幸田処理区、湯之島処理区、下呂南部処理区、竹原処理区	
	金山地域 金山処理区	

3. 3 収集・運搬計画

種類	計画量 (kl)	収集形態	収集回数	収集方法
し尿	1,388	収集運搬業許可業者による収集運搬	下記し尿汲取収集計画表による 年1回以上	バキューム式収集運搬車による戸別方式
浄化槽汚泥	8,589			バキューム式収集運搬車及び汚泥濃縮機能清掃収集運搬車による戸別方式。
農業集落排水汚泥	993			

し尿汲取り収集計画表

区域名	地区名	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	収集運搬許可事業者
萩原地域	下記以外の萩原地域	○			○		(有)益田清掃社
	尾崎1区・山之口	毎月第2及び第4の木曜日					
小坂地域	大島・小坂町・坂下・長瀬	○			○		
	岩崎・門坂・無数原・大垣内	○					
	赤沼田・落合・湯屋・大洞				○		
下呂地域	東上田・少ヶ野・森(宮本・松原)	○					(有)下呂環境 ※1 下呂市中山浄化園から大字門原との境界までの範囲を除く
	湯之島・森(殿町・本町・桜町)		○				
	幸田・小川・三原(※1)・森(塚田・上森・砂場・大洞)				○		

	竹原地区					○	クリーン金山(有) ※2 下呂市中山浄化園から大字門原との境界までの範囲
	上原地区		○				
	久野川集落、三原の一部箇所(※2)		○				
	中原地区の内、久野川集落	○					
金山地域	全地区			○			
馬瀬地域	全地区					○	

3. 4 中間処理計画

3. 4. 1 処理施設の概要

施設名	所在地	し尿等処理方式	公称能力	汚泥焼却方式	公称能力
下呂市中山浄化園	下呂市三原 458 番地	好気性消化処理方式	66 kℓ/日	流動床式焼却炉	1.7t/h

3. 4. 2 搬入される廃棄物(し尿・汚泥)の計画量

区分	R2 計画量 (kl)	H30 実績量 (kl)
し尿	1,388	1,712
浄化槽汚泥	8,589	9,149
農業集落排水汚泥	993	1,010
合計	10,970	11,871

3. 5 最終処分計画

ごみ処理実施計画 最終処分計画に記載のとおり。

3. 6 その他の取り組み

広報・啓発活動：浄化槽設置者の3つの義務(保守点検・清掃・法定検査)を住民に周知徹底させる。

4. 資料編

4. 1 一般廃棄物収集運搬業許可業者（令和2年3月時点）

許可番号	事業者名	取り扱う一般廃棄物の種類	収集区域
環境許可第 103 号	下呂市森 721 番地 1 有限会社 益田清掃社	許可区域内から発生する一般廃棄物（下呂市が直営又は業務委託により実施する事業分を除く）	下呂市のうち①萩原地域、②小坂地域、③下呂地域
環境許可第 105 号	下呂市金山町渡 246 番地 2 クリーン金山有限会社	許可区域内から発生する一般廃棄物（下呂市が直営又は業務委託により実施する事業分を除く）	下呂市のうち①金山地域、②馬瀬地域
環境許可第 106 号	下呂市森 1329 番地 3 株式会社 マテリアル東海	I 許可区域内から発生する一般廃棄物（下呂市が直営又は業務委託により実施する事業分を除く） II 許可区域内から発生する特定家庭用機器再商品化法の対象となる一般廃棄物 III 流木（流木に付着した草、及び流木の幹に一体の葉、枝、根を含む） IV 特別管理一般廃棄物のうち感染性一般廃棄物	I 下呂市のうち①萩原地域、②下呂地域、但しパソコン（本体及び周辺機器）については、下呂地域に限る II 下呂市のうち下呂地域 III 下呂市のうち下呂地域及び萩原町西上田 1070 番地 2、中部電力(株)瀬戸第一ダム排出集積場 IV 下呂市のうち①萩原地域、②下呂地域
環境許可第 107 号	高山市岡本町 3 丁目 418 番地 有限会社 東海美装	指定した事業所から発生する事業系一般廃棄物	下呂市小坂町坂下 350 番地 1 中部電力株式会社飛驒電力センター
環境許可第 108 号	下呂市少ヶ野 1397 番地 8 株式会社 下呂キャリアー	許可区域内から発生する一般廃棄物（下呂市が直営又は業務委託により実施する事業分を除く）	下呂市のうち①下呂地域、②金山地域
環境許可第 109 号	下呂市萩原町尾崎 693 番地 有限会社 中澤クリーン社	許可区域内から発生する一般廃棄物（下呂市が直営又は業務委託により実施する事業分を除く）	下呂市のうち①萩原地域、②馬瀬地域、③小坂地域
環境許可第 110 号	下呂市金山町中切 1516 番地 細田軽金属株式会社	指定した事業所から発生する事業系一般廃棄物	下呂市金山町戸部 4350 番地 130 KYB金山株式会社
環境許可第 111 号	下呂市金山町下原町 24 番地 1 金山土木協業組合	I ダムから排出された一般廃棄物 II ダムから排出された流木（流木に付着した草、及び流木の幹に一体の葉、枝、根を含む）	中部電力株式会社

4. 2 一般廃棄物処分業許可業者（令和2年3月時点）

許可番号	事業者名	事業の区分	取り扱う一般廃棄物の種類
環境許可第201号	下呂市森1329番地3 株式会社マテリアル 東海	中間処理	①特定家庭用機器再商品化法の対象となる一般廃棄物のうち、エアコン・ブラウン管テレビ・洗濯機（乾燥機との一体型を含む） ②資源の有効な利用の促進に関する法律の対象となる一般廃棄物のうち、パソコン（本体及びその付属品） ③流木（流木に付着した草、及び流木の幹に一体の葉・枝・根を含む） ④特別管理一般廃棄物のうち、感染性一般廃棄物 ⑤動物の死体のうち、市クリーンセンターでの処理困難物 ⑥木くず ⑦廃プラスチック類（市クリーンセンターでの処理困難物に限る。） ⑧ダム・道路側溝等から排出された一般廃棄物

4. 3 一般廃棄物再生利用（再生活用）個別指定業者（令和2年3月時点）

指定番号	事業者名	取り扱う一般廃棄物の種類
環境指定第1号	下呂市小坂町門坂1216番地 株式会社ウッドリサイクル	●木くず（流木、倒木、伐採木、廃木材） ※流木、倒木、伐採木：①幹、②根株、③枝、④葉、⑤腐食部分、⑥樹皮 ※廃木材：⑦腐食部分、⑧樹皮、⑨剪定枝、⑩板・木材片、⑪柱・梁類、⑫家具類、⑬木製品、⑭その他木類 ●竹 ●草（特定外来種植物は除く）
環境指定第2号	下呂市金山町菅田桐洞2873番地 株式会社加藤組	●木くず（流木、倒木、伐採木、枝葉、その他廃木材） ※流木、倒木、伐採木、枝葉：①幹、②根株、③枝、④葉、⑤腐食部分、⑥樹皮 ※その他廃木材：⑦板・木材片、⑧柱・梁類、⑨その他木類 ●竹（根は除く） ●草（特定外来種植物は除く）
環境指定第3号	下呂市金山町岩瀬1326番地6 株式会社金山チップセンター	●木くず（流木、倒木、伐採木、枝葉、廃木材等） ●竹
環境指定第4号	下呂市森1329番地3 株式会社マテリアル東海	①食品廃棄物 ②木くず（流木を含み、樹木の幹・樹皮・腐食部分・木端） ③葉・枝・根（樹木の葉・枝・根）（流木の幹に一体の物やダム・道路側溝等排出物を含む）

4. 4 一般廃棄物再生利用（再生輸送）個別指定業者（令和2年3月時点）

指定番号	事業者名	取り扱う一般廃棄物の種類
環境指定第5号	下呂市森1329番地3 株式会社マテリアル東海	①食品廃棄物、②木くず（流木を含み、樹木の幹・樹皮・腐食部分・木端）、③葉・枝・根（樹木の葉・枝・根（流木の幹に一体の物やダム・道路側溝等排出物を含む） ※②③の収集区域の指定：下呂市のうち下呂地域及び萩原地域、但し中部電力(株)が排出する流木及びダムからの排出物については下呂市のうち下呂地域及び中部電力(株)の

		瀬戸第一ダム排出分集積場（下呂市萩原町西上田 1070 番地 2）
--	--	-----------------------------------

4. 5 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥・雑排水異物除去装置内の夾雑物）収集運搬許可業者（令和 2 年 3 月時点）

許可番号	事業者	取り扱う一般廃棄物の種類	収集区域
環境許可第 101 号	下呂市東上田 1252 番地 2 有限会社 下呂環境	許可区域内から発生する一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥、雑排水異物除去装置内の夾雑物）	下呂市のうち下呂地域の一部（東上田、湯之島、幸田、森、小川、少ヶ野、三原※）の区域 ※三原は下呂市中山浄化園から大字門原との境界までの範囲を除く
環境許可第 102 号	下呂市森 721 番地 1 有限会社 益田清掃社	許可区域内から発生する一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥、雑排水異物除去装置内の夾雑物）	下呂市のうち ①萩原地域、②小坂地域
環境許可第 104 号	下呂市金山町渡 246 番地 2 クリーン金山有限会社	許可区域内から発生する一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥、雑排水異物除去装置内の夾雑物）	下呂市のうち①金山地域、②馬瀬地域、③下呂地域の一部（竹原地区、上原地区、中原地区、及び大字三原の一部箇所※）の区域 ※下呂市中山浄化園から大字門原との境界までの範囲

4. 6 浄化槽清掃業許可業者

許可番号	事業者	処理区域
環境許可第 301 号	下呂市東上田 1252 番地 2 有限会社 下呂環境	下呂地域のうち旧下呂地区（東上田、湯之島、幸田、森、小川、少ヶ野、三原） ※三原は下呂市中山浄化園から大字門原との境界までの範囲を除く
環境許可第 302 号	下呂市森 721 番地 1 有限会社 益田清掃社	萩原地域・小坂地域
環境許可第 303 号	下呂市金山町渡 246 番地 2 クリーン金山有限会社	下呂地域のうち竹原地区、上原地区、中原地区および三原の一部（下呂市中山浄化園から大字門原との境界までの範囲） 金山地域、馬瀬地域

4. 7 ごみ収集日程

各地区におけるごみ収集計画は下表の通り。祝祭日等による振替収集日程等は各地区ごみ収集カレンダーによる。

4. 7. 1 萩原地域の収集計画

区域	区名	可燃ごみ、新聞等	不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、ペットボトル
北部①	宮田、大ヶ洞、四美	火、金曜日	毎月第1、第3月曜日
北部②	奥田洞、上呂		毎月第1、第3火曜日
北部③	山之口、尾崎、野上		毎月第1、第3水曜日
北部④	羽根		毎月第1、第3木曜日
南部①	桜洞	月、木曜日	毎月第2、第4火曜日
南部②	萩原 ※JR東海(株)の鉄道敷より飛騨川沿いまでの区域		毎月第2、第4月曜日
南部③	上村、花池、中呂及び、萩原区のうち上記※以外の区域		毎月第2、第4水曜日
南部④	古関、跡津、西上田		毎月第2、第4木曜日

4. 7. 2 馬瀬地域の収集計画

区域	区名	可燃ごみ、新聞等	不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、ペットボトル
北部	川上、黒石、数河、中切	火、金曜日	毎月第2金曜日
南部	堀之内、萩原、名丸、井谷、惣島、西村		毎月第4金曜日

4. 7. 3 小坂地域の収集計画

区域	区名	可燃ごみ、新聞等	不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ	ペットボトル
A	門坂、岩崎、無数原、大垣内、大島、坂下	火、曜日	毎月第1水曜日	○4～10月は毎月第2、第4水曜日
B	小坂町、長瀬、赤沼田、落合（濁河を除く）、湯屋、大洞		毎月第3水曜日	○11～3月は毎月第2水曜日、1月は第3水曜日
C	落合の一部（濁河）	4,5,6,12,1,2, 3月は月2回、7,9,11月は月3回、10月は4回、8月は月5回 各月指定の木曜日	月1回指定の木曜日	

4. 7. 4 下呂地域の収集計画

区域	区名	可燃ごみ、新聞等	不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ	ペットボトル	
①	東上田	週2回、火・金曜日	毎月第1、第3金曜日	毎月第1、第3水曜日	
②	幸田	週2回、月・木曜日			
③	湯之島				毎月第1、第3火曜日
④	森	週2回、火・金曜日			毎月第1、第3木曜日
⑤	小川（大林を除く）	週2回、月・木曜日			毎月第2、第4木曜日
⑥	少ヶ野、三原				毎月第1、第3月曜日
⑦	小川の一部（大林）				毎月第2、第4木曜日
⑧	竹原（御厩野、野尻、宮地、乗政）	週2回、火・金曜日	毎月第2、第4金曜日	毎月第2、第4水曜日	
⑨	上原（夏焼、田口、蛇之尾、門和佐）	週2回、月・木曜日	毎月第2、第4月曜日		
⑩	中原（門原、保井戸、久野川、瀬戸、三ッ淵、焼石、和佐、火打）	週2回、火・金曜日	毎月第2、第4火曜日		
下呂温泉街のホテル旅館・飲食店		週7回（残菜のみ）			

4. 7. 5 金山地域の収集計画

区域	区名	可燃ごみ、新聞等	不燃ごみ、資源ごみ	粗大ごみ、ペットボトル
金山	金山	火、金曜日	毎月第1、第3水曜日	毎月第1、第3火曜日
下原	大船渡、田島、渡、下原町、中切、中津原、福来		毎月第2、第4火曜日	
東	東沓部、戸部（戸部・厚曾、菅田新田・登呂瀨を除く）、祖師野、岩瀨、乙原	月、木曜日	毎月第2、第4水曜日	毎月第1、第3金曜日
菅田	菅田桐洞、菅田笹洞（菅田新田・登呂瀨を除く）		毎月第1、第3水曜日	毎月第2、第4金曜日
戸部・厚曾	戸部の一部（厚曾林道沿線）	毎月第4水曜日		
菅田新田・登呂瀨	菅田笹洞・菅田桐洞・東沓部の各一部（笹洞新田・貝洞新田・登呂瀨の各集落）	毎月第2、第4木曜日		

4. 8 指定ごみ袋等の販売店（令和2年3月時点）

取扱所一覧（萩原地域）

地区名	所在地	販売店	地区名	所在地	販売店
宮田	987 番地	平石商会	萩原下	1364 番地 1	リビング若竹屋
上上呂	800 番地	コメリ ハート&グリーン飛騨萩原店	上村	1854 番地 1	くすりのあい
	3395 番地 1	ファミリーマート飛騨萩原店	花池	233 番地	(株)バローホームセンター萩原店
	823 番地	ゲンキー萩原上呂店		177 番地 3	V-d r u g (中部薬品(株)萩原薬局)
下上呂	1660 番地	(株)マツオカ萩原店		160 番地	(株)バロー萩原店
	2039 番地	(有)メモリアル		15 番地 1	ローソン下呂花池店
	1641 番地	(株)ジップドラッグ上呂店	中呂	149 番地 6	デイリーヤマザキ下呂萩原店
	1563 番地	デイリーヤマザキ萩原上呂店	古関	699 番地 1	どらく
	1480 番地	ローソン下呂上呂店	羽根	1802 番地	丸田屋
萩原上	1504 番地	V-d r u g (中部薬品(株)萩原北店)		2622 番地 2	守屋食料品店
萩原中	1271 番地 2	ささまた商店	尾崎 3	9 番地 6	飛騨農協Aコープ浅水店
	1853 番地	飛騨農協Aコープ萩原店		224 番地 2	塩谷商店
	1500 番地 2	スギ薬局萩原店		693 番地	(有)中澤クリーン社
萩原下	1442 番地 2	カタヤマ薬局			

取扱所一覧（小坂町の区域）

地区名	所在地	販売店	地区名	所在地	販売店
門坂	495 番地 1	サンマルティン	大島	1961 番地 1	おさか調剤薬局
大垣内	1327 番地	大森商店	坂下	30 番地	(有)ヒット商会
小坂町	666 番地 8	タナカ美容室		324 番地	ローソン下呂小坂町店
	815 番地	飛騨農協Aコープ小坂店	落合	43 番地 1	(有)二村商店
	796 番地 1	アサヒ美容室	湯屋	499 番地	岩島商店
	827 番地 5	マイハンズゴトウ			

取扱所一覧（下呂地域）

地区名	所在地	販売店	地区名	所在地	販売店	
東上田	465 番地 2	喫茶みのん	森	791 番地 39	ファミリーマート下呂市役所前店	
	496 番地	ファミリーマート下呂北店		139 番地	カネマス食品店	
	413 番地	コメリ ハート&グリーン下呂店	小川	1236 番地 1	(有)ピアヤマシゲ	
湯之島	230 番地 1	(有)おがわや酒店		315 番地 3	ジョイホームセンター	
	578 番地 1	とんや土産品店		1851 番地	デイリーヤマザキ下呂小川店	
	757 番地 1	二直食品		1094 番地 1	中小川婦人会	
	524 番地	(資)ますや観光百貨店		86 番地	ローソン下呂小川店	
	166 番地 7	山口たばこ店		少ヶ野	101 番地 1	アクティー下呂管理組合
	536 番地	(資)武田屋商店		御厩野	708 番地	辻屋商店
	801 番地 1	ローソン下呂温泉店		野尻	943 番地 1	竹美屋商店
幸田	1188 番地 4	デイリーヤマザキ下呂温泉店	宮地	2521 番地	ローソン下呂宮地店	
	1104 番地 1	大幸商店		453 番地 4	飛騨農協Aコープ竹原支店	
森	475 番地 7	佐三屋商店		521 番地	(有)ならもとや	
	1270 番地 1	六ッ見食品店宮本支店		2521 番地	ローソン下呂宮地店	
	338 番地 1	デイリーヤマザキ下呂森店	乗政	715 番地 3	今本屋商店	
	347 番地	(株)ジップドラッグ下呂店		1504 番地 2	河瀬屋	
	1417 番地	中川たばこ店		503 番地 1	たつのや食料	

	14				
	854 番地 9	中部薬品(株)下呂店	夏焼	2465 番地	田口平二商店
	979 番地 4	(株)下呂魚介			
	2364 番地 1	K薬局	門和佐	3048 番地	大野屋
	98 番地 5	洋品のマエダ			
	820 番地 32	リビングプラザ若松屋	保井戸	1089 番地 1	松本屋商店
	800 番地 1	飛騨農協Aコープ下呂A-PC	和佐	1576 番地	あさほや
	1054 番地 4	下呂食糧配給企業組合			

取扱所一覧(金山地域)

地区名	所在地	販売店	地区名	所在地	販売店
菅田桐洞	3669 番地	モリキ商店	大船渡	112 番地	みのや
	707 番地 1 の 1	(有)中島住設		512 番地	(有)広瀬靴鞆店
金山 大船渡	2052 番地	井桁屋薬局		渡	567 番地 5
	1726 番地 4	(有)遠藤新聞店	214 番地 1		旭屋酒店
	2081 番地 1 の 9	(有)大島工機	下原町	246 番地 2	クリーン金山(有)
	2216 番地 2	竹屋商店		504 番地 2	コメリ ハート&グリーン飛騨金山店
	2702 番地	デイリーヤマザキ金山警察署前店		549 番地 1	(株)マツオカ金山店
	3440 番地 1	デイリーヤマザキ下呂金山店	中津原	796 番地 1	さかえや商店
	1800 番地 1	デイリーヤマザキ金山中央店	戸部	4277 番地 1	喫茶くるくる
	1909 番地 1	飛騨農協Aコープ金山店	祖師野	405 番地 5	中房商店
	1938 番地 15	南谷たばこ店		222 番地 11	見附屋
	2574 番地	可児酒店			
1887 番地	ゲンキー金山店				

取扱所一覧(馬瀬地域)

地区名	所在地	販売店	地区名	所在地	販売店
川上	722 番地	中川達夫 氏宅	名丸	425 番地 2	二村みさゑ 氏宅
黒石	1189 番地	中田商店	井谷	268 番地 1	二村悌彦 氏宅
数河	440 番地 3	石丸益盛 氏宅	惣島	242 番地	野村東雄 氏宅
中切	790 番地 1	(株)丸万	西村	875 番地 1	老田屋商店
名丸	28 番地	(有)マゼック		1508 番地 1	馬瀬さとやま(株)

取扱所一覧(下呂市以外の区域) : 中津川市加子母 4944 番地 (株)中島工務店